

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	東海財務局長
【氏名又は名称】	株式会社ソトー 取締役社長 上田康彦
【住所又は本店所在地】	愛知県一宮市竈屋五丁目 1 番 1 号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ダイドーリミテッド
証券コード	3205
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 名古屋証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ソトー
住所又は本店所在地	愛知県一宮市竈屋五丁目 1 番 1 号
事務上の連絡先及び担当者名	取締役経営管理部長 小澤 活人
電話番号	0586-45-1121

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書（No1）
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月9日
訂正箇所	2026年3月13日提出の変更報告書（No1）が提出要件に該当しなかった為、取り下げます。